平成２１年（フ）第４１４号
山梨県山梨市上之割376―１　Ｃ―112号、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上塩後691番地アロマシティ304号
債務者　山下　真一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
山梨県甲斐市西八幡2368番地３　ホームタウン竜王Ａ―１
債務者　柳澤真由美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
山梨県韮崎市龍岡町下條南割1680番地13
債務者　降矢　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
山梨県甲府市中小河原町104番地11サテライトハイツ202
債務者　原田　一雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
長野県松本市並柳２丁目11番６号
債務者　小池　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３４号
岐阜県瑞穂市古橋1534番地11
債務者　佐藤夕加里
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６３号
岐阜県各務原市前渡東町４丁目78番地Ｙｏｕ101、申立時の住所岐阜県各務原市下切町９丁目43番地５
債務者　小島　昌志
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
岐阜市日置江７丁目11番地　シャイン103号室
債務者　日下　克明
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２２号
岐阜市南鶉１丁目175番地１
債務者　大得　真広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２３号
岐阜市南鶉１丁目175番地１
債務者　大得　京子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８６号
名古屋市緑区浦里４丁目181番地　フラワーハイツ301号
債務者　大森　澤美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１２８号
愛知県春日井市惣中町２丁目95番地　クレール山王102号
債務者　新美貴世子（旧姓宇佐美・堀）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４９号
広島市西区南観音２丁目９番７―208号南観音コーポラス
債務者　中野　寛之
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２５号
広島市西区観音本町１丁目４番19号
債務者　櫛橋　義彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２６号
広島市西区観音本町１丁目４番19号
債務者　櫛橋　里佳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２７号
広島市南区仁保１丁目18―７、住民票上の住所広島市西区福島町２丁目25番１―301号
債務者　櫛橋　義政
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２８号
広島市南区仁保１丁目18番７号
債務者　櫛橋順美枝
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　広島地方裁判所民事第４部